

CFP®受験対策講座 「相続・事業承継設計」
平成19年版 日本FP協会 基本テキスト 改正・補足資料

★下表の「該当ページ」は日本FP協会平成19年度版テキストの該当ページを指します。

該当ページ	改定内容等
60	(追記) 第6節 遺留分 (H20年税制改正) 中小企業事業承継関係 → 2ページ 資料 ① 参照
101	3. 国、地方公共団体、または特定の公益法人に贈与（寄付）した財産 (補足) 相続税の課税価格に算入されない「特定の公益法人に対する寄付金」 に、平成20年12月以後に設立認可をうけた公益社団法人・公益財団法人 に対する寄付金もれる。
108	第4節 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (H21年税制改正) 平成21年度税制改正の相続税の納税猶予制度の創設に伴い、現行の特定同族 会社株式等に係る相続 税の課税価格の計算の特例（10%減額特例）は、経過措 置の後、廃止される。 相続税の納税猶予制度 → 3ページ 資料 ② 参照
176	(延長期限延長) 住宅取得等資金贈与に係る相続時精算課税制度の特例 (5)適用時期 平成15年1月1日から平成19年12月31日まで… →平成22年12月31日まで
177	設例3. *文章末尾 訂正 (平成19年12月31日まで) → (平成22年12月31日まで)
291	(改正) 【類似業種比準方式の算式】 枠内 (注1) 削除 類似業種比準価額の比準要素の一つである年利益金額が0の場合3で除するこ ととされていたが、税制改正により、 <u>5で除することとなる</u> 。従来、年利益金 額が限りなく0に近い小さい金額であっても5で除するにもかかわらず、利益が 0以下(赤字でも)の場合は3で除さなくてはならなかった。これでは利益が0以 下のほうが株価が高くなる。その不合理を解消するための改正である。

資料 ① 中小企業事業承継関係

中小企業の事業用財産(株式等)について、相続時の分割の困難さや、事業承継相続人の相続税の負担の重さなどから円滑な事業承継への措置が望まれていた。また、後継者不足による廃業は年々増加傾向にあり、地域の雇用確保や、地域経済の活力維持においても問題視されていた。そこで「中小企業の経営の承継の円滑化に関する法律(中小企業経営承継円滑化法)」が平成20年10月に施行されることとなった。その中では下記の2つの措置が図られる。

- ① 民法特例法・・・円滑な事業承継の阻害要因のひとつである非後継者からの遺留分相当額の請求等に対し生前に備える。
- ② 金融支援策・・・事業承継のための公的保証や低金利融資。

上記の中小企業経営承継円滑化法の施行に合わせ、税制面においても平成21年税制改正において、相続株式に係る相続税の納税猶予により、事業後継者の相続税額の負担の軽減や相続税額の計算方法の改正が行われる。

1. 民法特例法

一定の要件を満たす中小企業の後継者が、遺留分権者全員と合意し、所要の手続き(経済産業大臣による確認と家庭裁判所の許可)を経ることで下記の遺留分に係る民法特例を受けることが可能となる。

- ① 後継者が先代経営者から贈与等により取得した株式等を、遺留分算定基礎財産から除外することができる。
- ② 後継者が先代経営者から贈与等により取得した株式等について、遺留分算定基礎財産に算入する評価額を予め合意のときの価額とすることができる。

2. 金融支援

経済産業大臣が認定した場合、下記の①、②の支援策が講じられる。

- ① 中小企業者の資金の借入に対し、中小企業信用保険法に規定する普通保険等を別枠化する。
- ② 中小企業の後継代表者に対し、(株)日本政策金融公庫が低利の資金を融資する。

上記の目的は次の資金需要にこたえるためである。

- ・ 非後継者へ事業用資産や株式が散逸するのを防止する為の資金
- ・ 遺留分減殺請求を受けた場合の資金
- ・ 後継者の相続税負担に対する資金
- ・ 後継者が相続した後、経営が軌道に乗るまでの資金

資料 ② 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度

(平成21年度税制改正)

【趣旨】

中小企業における事業承継相続人の相続税の負担の重さがもたらす事業承継への障害、後継者不足による廃業増加傾向、地域の雇用確保、地域経済の活力維持などの問題をふまえ、「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（事業継続円滑化法）」が平成20年10月に施行されることとなった。それらの動きに合わせた中小企業の事業承継税制の抜本的見直しがなされる。

【内容】

事業承継相続人が非上場会社を営んでいた被相続人から相続等により、その会社の株式等を取得しその会社を営んでいく場合において、その事業承継相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等（発行済議決権の3分の2以下）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される。

【適用要件】

会 社	中小企業基本法の中小企業であること
被相続人	① 会社の代表者であったこと ② 被相続人とその同族関係者で発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、筆頭株主であった場合
事業承継後継者	① 会社の代表者であること ② 後継相続人とその同族関係者で発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、筆頭株主となる場合

事業承継相続人が納税猶予の対象となった株式等を死亡時まで保有し続けた場合は、猶予税額の納付が免除される。

【猶予税額を納付しなければならないケース】

- ① 相続税の法定申告期限から5年の間に、事業承継相続人が次に掲げる事業継続要件を満たさなくなった場合は、その時点で猶予税額の全額を納付する。
 - ・代表者であること
 - ・雇用の8割以上を維持すること
 - ・相続株式を継続保有すること
- ② 上記の期間経過後に納税猶予の対象となった株式等を譲渡等した場合には、その譲渡割合に応じて猶予税額を納付する。
- ③ これらの場合、法定納期限から利子税も合わせて納付する。

【留意点】

- ① 現行の特定同族会社株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例（10%減額特例）は経過措置の後、廃止される。
- ② これらの制度は平成21年度税制改正で創設する。ただし、「中小企業の事業の継続の円滑化に関する法律（事業継続円滑化法）」の施行日（平成20年10月施行予定）以後の相続税に遡って適用される。
- ③ 相続税の課税方式をいわゆる遺産取得課税方式に改めることや基礎控除及び税率等についても検討される。

以 上